

## 富士市公告第66号

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年3月3日

富士市長 小長井 義正

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託

#### (2) 業務内容

本事業は、市内企業を訪問し、テレワークや短時間就労求人の開拓を行いつつ、新しい働き方の導入提案を行う。

業務内容は、別に定めるテレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託特記仕様書のとおりとする。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

#### (4) 支払限度額

4,998,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) テレワークや短時間就労についての理解や求人開拓のノウハウを有し、かつ本業務の実施に当たり、その意図や目的を十分に理解した上で、実務を担当する業務責任者及び業務担当者を定めて適切な人員配置の基で進めることができること。
- (2) 訪問する企業において知りえる企業秘密等を適正に保持できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出日の提出期限の日までに、富士市競争入札参加資格者名簿（物品の

買入れ等)に登録されている者であり、かつ「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年3月3日(月)から同年3月18日(火)まで

(2) 交付書類

ア テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託プロポーザル実施要領

イ 様式集

ウ テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託仕様書

エ テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託に係る企画提案書等作成要領

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

[https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/TT\\_bosyu.html](https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/TT_bosyu.html)

### 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年3月3日(月)から同年3月12日(水)まで(最終日は、午後

3時までとする。)

- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局（富士市地域産業支援センター）へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-52-6777（直通）

- (3) 質問回答日 令和7年3月14日（金）

- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。

- (5) その他 質問に対する回答内容は、テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年3月3日（月）から同年3月18日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

- (2) 提出先 富士市地域産業支援センター

- (3) 提出方法 正本の紙媒体は、持参（日曜日及び土曜日を除く。）

- (4) 提出書類 テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託プロポーザル実施要領による。

## 6 手続日程

- (1) 令和7年3月3日（月） 公告

- (2) 令和7年3月12日（水） 参加表明に関する質問書提出期限

- (3) 令和7年3月14日（金） 参加表明に関する質問回答の公表

- (4) 令和7年3月18日（火） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限

- (5) 令和7年3月19日（水） 参加資格確認結果通知

- (6) 令和7年4月4日（金） 企画提案書等提出に関する質問書提出期限

- (7) 令和7年4月9日（水） 企画提案書等提出に関する質問回答の公表

- (8) 令和7年4月15日（火） 企画提案書等提出期限

- (9) 令和7年4月21日（月） プレゼンテーション及びヒアリング

- (10) 令和7年4月22日（火） 優先交渉権者の特定等結果通知

- (11) 令和7年4月下旬 契約

## 7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、企画提案書の評価者、参加者名等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、参加資格確認書類に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本公募型プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な特記仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。  
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記3により交付するテレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。